

個人の一重ローン問題について

弁護士 小向俊和

1 「一重ローン問題」とは

「二重ローン問題」とは、災害の被災者が、災害前の債務が残存しているために、生活や事業の再建に向けて重大な支障をきたすという問題である。

東日本大震災発生前までは、個人の二重ローン問題に対応する制度はなかったが、東日本大震災後、同震災の被災者向けの制度として「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」(個人版私的整理ガイドライン)が策定され、さらにその後、平成27年9月2日以降に発生した自然災害の被災者向けの制度として「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」(自然災害債務整理ガイドライン)が策定された。

以下、これら2つの制度の概要

と課題を概観する。

2 個人版私的整理 ガイドライン

(1) 概要

東日本大震災の影響により、震災前の債務の返済が困難となつた被災者が、一定の要件のもとに、債務の減免を受けることができる制度である。本制度はあくまでもガイドラインであるため法的拘束力はないものの、金融機関等の債権者は、これを尊重すべきものとされている。

(2) 特徴

この制度の特徴として、①信用情報に事故情報として登録されないこと、②多額の自由財産の保有が可能であること（例えば、50万円以内の現預金のほか、被災

者生活再建支援金等の差押禁止財産等を手元に残すことが可能）、③保証債務の履行が原則として免除されること、④無料で登録専門家（弁護士、不動産鑑定士等）の支援を受けられること、等が挙げられる。

また、本制度による債務整理を行つては、以下の点

(4) 課題

以上のように本制度の利用が伸び悩んだ要因としては、以下の点が挙げられる。

ドライン運営委員会」が設置され、被災者に対する相談業務や登録専門家の委嘱、債権者調整等の業務を行つてている。

(3) 運用実績・評価

本制度は、運用開始当初は約1万件の利用が見込まれていたが、震災後7年以上経過した時点における実績は、相談件数5926件

に対し、成立件数は1370件にいた。2点目は、債務整理成立のため

とどまっている（平成31年1月31日現在）。しかしながら、東日本大震災の被害規模等からすると、本制度に対する潜在的なニーズは、この程度の件数にとどまるものではなかつたと思われる。そのような意味で、本制度は、わが国初の一重ローン対策制度といふ意味で初期的なものであり、一定程度被災者救済に役立つたと言えるものの、その役割を十分に果たしたとまでは言い難いと思われる。

には全債権者の同意が必要であることである。このことは、結果の予測可能性を低めることになるほか、運用面においてどうしても債権者の意向を忖度する傾向が生じてしまう。一部の強硬な債権者の

反対により債務整理に支障が生じた事案もみられた。

3点目は、制度周知が不十分であつたことである。特に運用開始当初の周知が不十分であつたことに加え、金融機関にとつても本制度利用の動機付けに乏しく、一部の金融機関の中には、被災者を本制度よりもリスクヒューリカルに誘導する傾向も見られたこと等から、本制度が被災者に十分に浸透しなかつた。

3 自然災害債務整理ガイドライン

(1) 概要・特徴

平成27年9月2日以降に発生した自然災害の被害者向けに策定された制度である。制度の実体面はおおむね個人版私的整理ガイドラインを踏襲しているが、第三者機

関が設置されていないため、金融機関による着手同意から手続が開始すること、特定調停を経る必要があること等、手続面においては相違がある。

(2) 運用状況

熊本地震では、平成30年9月時点で、約270件の債務整理が成立している。また、平成30年7月に発生した西日本豪雨災害の被災地でも利用が進んでいる。

(3) 課題

個人版私的整理ガイドラインと実体面においてはほぼ同様の制度となつているため、個人版私的整理ガイドラインの課題がそのまま本制度にも当てはまる（但し、熊本地震においては、東日本大震災時の課題も踏まえ、比較的早期の段階から周知活動等がなされたようである）。

加えて、本制度は、手続が金融機関の着手同意により開始される等、金融機関がより主導権を持つ制度となつてゐるため、金融機関による制度の理解・協力が極めて重要となつてゐる。本制度に対す

4 今後の二重ローン問題 対策のありかた

る理解が不十分な金融機関がある場合、本制度の利用そのものが阻害されてしまう可能性がある。

思われる。

るためにも、このような債権買取機構の設立等、より実効的かつ抜本的な対策を講じる必要があると思われる。

